

第3回豊岡市老人福祉計画・第8期介護保険事業計画策定検討委員会 議事録要旨

2020年10月28日（水）

豊岡市役所立野庁舎 13時～15時55分

注) この議事録要旨については、発言内容を一言一句正確に整理したものではありません。
発言内容をもとに一部簡略な表記としている箇所があります。

出席者：斎藤委員長、膳所副委員長、米田委員、八木委員、橋岡委員、小林委員、大塚委員、
田中委員、藤原委員、安達委員、小林委員、新井委員、足立委員、田口委員、橋本
委員

（欠席：池口委員、柳委員）

配布資料

- ・次第
- ・名簿
- ・資料1 第8期計画協議状況等進捗状況確認表

1. 開会

—事務局より開会のあいさつ—

2. あいさつ

● 委員長

お集りいただきありがとうございます。本日は第7期計画の実績報告と第8期計画での
取り組み方針が議論の中心です。事務局には簡潔にご説明いただき、様々な立場から委員の
皆様のご意見をいただきたいと思います。円滑な議論へのご協力をよろしくお願いいたします。

3. 議事

（1）報告事項

①アンケート調査結果概要版（案）について

—事務局より説明。委員より質疑なし—

（2）協議事項

①第7期計画の実績報告と第8期での取り組み方針（案）について

—事務局から各事業の取組を説明—

● A委員

予防給付基準サービス事業の利用者は増加傾向にあるそうですが、今後、その人たちの中から支え合い生活支援サービス事業へ移行を進める対象者はどのくらいでしょうか。

- 事務局

支え合い生活支援サービス事業への移行を考える対象者数の人数は年々異なりますが、家事援助を利用されている方を支え合い生活支援サービス事業の買い物等へ移行できないかと考えています。移行人数は少ないと思いますが、そういう所から始めていきたいと考えております。大体の方は介護予防給付が必要で使われていらっしゃるのので、支え合い生活支援サービス事業への移行は難しいと思います。今は体制整備が整っていない方について体制整備をつくった上で緩やかに移行させたいと考えています。

- B委員

素案の所々に地域コミュニティとの連携という表現がありますね。コミュニティ組織は平成29年4月1日より従来の公民館から看板を入れ替え内容も一新して、公民館も地域コミュニティに変わりました。地域によって、経過状況、活動状況、地域の特色が異なります。豊岡の市街地では、一番小さい地区は23世帯しかありませんが、一番大きい地区は約1,000世帯です。これだけ違う地区がコミュニティだからと一緒になることは無理だと思います。市街地以外の豊岡より田舎の所では従来の公民館活動をそのままコミュニティに置き換えても十分できますし、地域の方々の理解も得られます。極端に言えば、看板を変えるだけで公民館活動の内容は従来通りできるのです。しかし、市街地の所はそういうわけにいきません。コミュニティによって設立状況や活動状況、地域の特色が異なりますので、その辺を十分考慮してコミュニティと協力していただきたいと思います。

- 事務局

生活支援コーディネーター等も含めて、6地域の状況も踏まえながら、それぞれの課題を把握してまいります。コミュニティと一緒に、コミュニティの様子をしっかり把握しながらお互い課題と取組の認識共有できた所から進めてまいります。

- C委員

介護保険の予防給付の費用を減らして、地域コミュニティや周囲の力を借りてお金をかけずにやっていきたいという方向性が見えるようなご発言が多いように思います。コミュニティの状況は違いますので、そういう方向性があることを、お金の面でも少なくなってきたということを市民にわかってもらえないと進みづらいと思います。ざっくばらんに言うてしまうのがいいのか、地域にがんばって欲しいという言い方がいいのか、そうしないことには前に進まないと思います。その辺ははっきり言うほうがいいのかと思いますし、皆さんで考えてもらえるといいと思います。

- 事務局

コミュニティは地域によって状況が違ふと思います。こちらから押し付けて事業を展開するのは難しいですし、地域の方とここが課題で一緒に考えて欲しいとういことや、地域の特色として課題があるということをお互いに理解し合いながら、一緒に考えていきたいと

思います。おっしゃるように、介護保険制度は施設から在宅へという流れがありますので、金額のことが見え隠れしますが、住み慣れた地域で自分らしく暮らすのも市民一人ひとりのお気持ちだと思いますし、両方を兼ね合わせる中でベストな選択をしながら地域のご協力を得ていきたいと思います。

- D委員

予防給付基準訪問介護事業について、全国的に訪問介護員がかなり減ってきていることと、訪問介護員の高齢化が進んでいます。豊岡市にもこのような状況があるのではないのでしょうか。サービスの担い手が少なくなっている中で、実際はもっとニーズがあるのに、サービス事業者が少ないのでこうなっているのでしょうか。

- 事務局

地域包括支援センターでケアプランを立てる中で、利用者を訪問し、質問、調査を行い適正なサービスを提供しております。サービスを受けたくても地域にはサービスを受けられる環境にないので利用を控えている人もいらっしゃると思います。この辺のことを調査して、今後充足できるものか、支え合い生活支援サービス事業で対応できるのか検討させていただきます。現状では、支え合い生活支援サービス事業の事業者が少なく、利用を控えていたり、利用できないでいる方もいらっしゃると思っています。調査をさせていただきますので、よろしくをお願いします。

- E委員

通所型介護予防事業「運動からだ元気塾」について、介護予防の観点からこの事業を継続して欲しいと考えています。要支援で家事支援を希望される人は多いと思いますが、できるだけ体を動かしていただいて要介護状態にならないような状態をできるだけ維持して欲しいと思います。6か月で教室が終了してしまうと、せっかく元気になってもフレイルになってしまう方もいらっしゃるので、できるだけ長く継続できるといいと思います。

運動教室「はつらつチャレンジ塾」や地域自主活動支援事業「玄さん元気教室」について、玄さん元気教室は参加人数も多く各地域で展開されていると思いますが、はつらつチャレンジ塾はウェルストーク豊岡に限定して実施されています。施設を限定して実施するというのは、近隣の人には非常に有利で利益のあることですが、偏在地域の人は交通の便も悪いですし、利用状況が非常に悪くなっています。交通の便を変えられるか、施設ではないほうへウエイトを考えて欲しいと思います。

認知症の啓発については、子どもを巻き込んで推進してはどうでしょうか。子どもが学校で習ったことを家庭で親に話をしてもらえると、子どもから親に伝わってより広く知ってもらえると思います。高年介護課と学校担当課が連携して考えていただきたいと思います。

- 事務局

認知症の啓発について教育委員会、学校部門と話を進めてまいります。はつらつチャレンジ塾は目から鱗のようなことで、考え方を変えて検討してまいります。

- 委員長

健康相談の項目でフレイルについて書かれていますが、専門用語ですので、初出の所で説明があるとわかりやすいと思います。高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施の所で「フレイル（虚弱）」と書かれていますが、初出で説明を入れていただくといいと思います。

地域リハビリテーション活動支援事業について、「ア. 第7期計画の取り組み状況・実績」の（ア）後段に「質の向上」とあるのは「資質の向上」の誤りではないでしょうか。

- 事務局

フレイルの注釈について、初出のページで説明を加えます。誤字も修正いたします。

- C委員

地域包括支援センターの業務は、早期発見・早期対応を一番担っていただいておりますが大変だと思いますし、現場でも地域包括支援センターの事業が大変になっていると感じます。市として、地域包括支援センターに対するサポートや拡充に力を置いていただけると、全体的な早期発見も含めて充実するような印象を持っています。検討をよろしく願いいたします。

- 事務局

専門職がチームで協力しながら対象者に接するのは、高齢者の要の大事な役割です。市としても協議の中で、地域包括支援センターがいかに動いていただけるかが高齢者の生活や尊厳を守ることになると考えており、運営していただきやすいように支援してまいります。

- 委員長

認知症予防講座の開催について、コグニサイズにも注釈付けてください。

- 事務局

そのようにいたします。

- F委員

認知症カフェの目的と内容を教えてください。また、立ち上げ支援や運営支援もされているようですが、支援の中で感じる課題や、どういう支援をされているかを教えてください。城崎圏域に2か所立ち上がったようですが、どのくらい整備しようと考えていらっしゃいますか。

- 事務局

認知症カフェは、認知症の方を介護している家族や当事者も含めて、月1回集まって悩みごとや体験を話し合っただき、情報を共有したりお互いにアドバイスをしたりして一人じゃないということを感じられる集いの場にするを目的としています。立ち上げ支援や運営支援は、社会福祉協議会や地域の方から立ち上げの相談を受けて、他のカフェの状況をお伝えしてアドバイスをさせていただいたり、市から周知を行い参加を促したり、市内の全カフェの運営者が集まる連絡会で意見交換を行い運営に役立ていただくような支援を行っています。城崎圏域では振興局と楽々むらの場所に新たに立ち上がりました。今後は旧町単位で1つは立ち上げたいと考えております。竹野圏域だけまだなく、必要がないのか立ち上げに至っていないのか分析が必要です。

- G委員

認知症地域支援推進委員の存在を知りませんでした。どこにいらっしゃいますか。

- 事務局

認知症地域支援推進員は高年介護課の支援係に2名配置しています。今年度はコロナ禍で研修ができておらず、現在は1名です。国が定めた研修を2日間受けて、国の認知症対策や体制、病態、対応等の研修を受けた者で修了証を交付された者が配置され、認知症の方の相談や支援に携わっています。知られていないことが課題となっています。

- H委員

家族介護用品支援事業の廃止は弱者の切り捨てにならないでしょうか。

- 事務局

現在、家族介護用品支援事業の利用者は、1年を通じて7万2千円の消耗品代の支給を受けられており、困窮者には厳しい削減になると考えております。その数が一部の方であることや、別の形で低所得者への軽減があること、経済的弱者でありながらひとり暮らしの方は利用できないという状況があり、不公平感もあると考えております。今回は、公平性を重視し事業の廃止を考えております。

- H委員

全ての介護保険制度に公平性が保たれているでしょうか。例えば、はつらつチャレンジ塾等、但東ではウェルストーク豊岡で実施されている事業を利用できる状況にありません。そういう所もフォローしていただかないと、特に但東は高齢化が進んでおり、なんとか皆さんが一人で暮らせるようにがんばって玄さん元気教室に通っていらっしゃいます。そこをもっと補強していただくような公平性を考えて事業を展開して欲しいと思います。

- 事務局

公平性の点では、地域によってウェルストークを利用しにくいということは確かにおっしゃる通りです。玄さん元気教室は各地域の中で健康づくりを進めるということで、各集落で歩いて行ける会場で実施していただいています。そこでは体操だけをするのではなく、サロン活動やお話をしたり、お互いの見守りにもつながるような事業として進めてまいりたいと考えています。一方、家族介護用品支給事業は、この制度そのもののスタートが介護保険の始まりの中で当初は施設整備やサービス内容がまだ不十分な時に、専ら家族でケアを行っているという状況が主流でした。そうした中で、少しでも精神的な支援や身体的な支援、経済的な支援ということで、この制度が考えられました。しかし、現在は介護保険制度も充実し施設や事業も増えてきました。現状では身体的な支援、精神的な支援、経済的な支援のうちの専ら経済的支援に集中しています。一方で、一人暮らしの方は支援が受けられないという点で、その方々も利用対象に広げることは現実的には難しく、国の方針としても申し訳ございませんが廃止の方向にあり、歩調を合わすことを考えざるをえないのではないかと状況でございます。

- I委員

成年後見制度利用支援事業について、市長申し立ての実績も増加傾向にあり、制度を利用

される方が年々増えてきていますし、成年後見の相談件数も年々増加しているという状況です。判断能力に不安がある方が増えてきているような状況の中で、第8期計画の取組の方向性として成年後見制度利用促進基本計画の策定に関する研究を行いますというのは消極的ではないでしょうか。相談も利用も多く必要性は高まっていると思いますし、研究というのは消極的だと思います。今回の計画の中で策定に取り組む段階だと思いますし、もう少し積極的な取組をされてはいかがでしょうか。

- 事務局

現時点では、成年後見制度利用促進基本計画の策定が努力義務となっています。また、但馬地域では実際にセンターを運営したり具体的な整備をするためには、まず人材の確保として、これに長けた法律的対処もできる体制整備や、こういう件数が年間を通じてたくさんあるということで、総合的に全体のフレームを検討しながらでないとうまくいかないと考えています。国や県からは計画をつくって進めるよう通知がありますが体制整備は進められておりません。まず、具体的なフレームの検討やどういう人材が必要なのか、今後どれくらいの利用件数が見込まれるのかを総合的に研究した上で計画の策定を進めてまいります。

- J委員

家族介護用品支給事業について、対象者が市民税非課税世帯ということと、廃止の理由として経済的負担軽減のみということが気になりました。私が担当している利用者にも対象の方がいらっしゃるんですが、非課税世帯の方には精神的な負担の軽減もかなり反映されていると思います。この点はどのようにお考えでしょうか。

- 事務局

経済的負担だけでなく精神的にも軽くなる部分はあると思いますが、経済的な負担軽減が大きいという意味で書いております。家族介護用品支給事業ができた当初は慰労的な面が大きかったと思いますが、現実的には介護サービスが充実しており、そういう面は少なくなっていると思います。例えば、同居家族が仕事に出る時にはヘルパーが対象者を支援するという構図があると思います。介護離職のこともあり、世の中の動きからしても当初の制度設計とずれてきているということで、おむつは使う方は課税世帯や非課税世帯に関わらず絶対必要なものであり、制度があればすぐ助かるものですが、様々な理由から廃止させていただきたいと考えております。

- B委員

家族介護用品支給事業の廃止理由として「利用者家族の経済的負担軽減のみ」と書かれていますが、私は経済的負担の軽減のみで十分だと考えています。また、対象者は50人程度ですが、おそらく80人程が交付申請をされて対象となったのは50人ということだと思います。しかし、この50人を「しか」と捉えるかどうかで随分違うと思います。もしこの事業を継続したら、今後の経費が全て市の負担になるとお聞きしました。市の財政負担も推測しますし市の事情もわかりますので廃止するかどうかは行政にお任せしたいと思いますが、この廃止の理由には違和感がございます。

- 事務局

おっしゃるように経済的な負担の軽減のみでも意義はありますが、同じような状態の方で対象になる人とならない人のバランスの問題がございますので、この辺りのことを考え合わせていきたいと思っております。また、50人「も」という考えも確かにその通りでございますが、全体のバランスで言いますと、同じ状況の方でも対象にならない方への支援をどうするのかということになってまいります。国全体の動向も踏まえた上で、あえて市が単独で実施するかどうかを考えますと、廃止の方向性もやむをえないと考えております。

- G委員

家族介護用品支給事業については、苦しい言い訳にしか聞こえません。市も大変なことを言えばいいと思います。一般市民として難しいことはわかりませんが、この廃止理由では辛いです。本当にお金は大事で、今まで支給されていたものがもらえなくなると倍以上の辛さがあります。弱者の気持ちを重々承知の上でおっしゃっていることはわかりますが、そこをなんとかしていただけないでしょうか。別の軽減の方法があると説明されていまして、それについてお聞きしたいです。

アンケートの自由意見を一つ一つ読みました。すごく大事です。先ほどからの回答は紋切型と言いますか、検討しますとか、そういうことになってしまいますが、生の声からどう分析するかが伝わってきません。私は義父が認知症で何度も高齢福祉課に電話したら訪問して下さって豊岡病院にも連絡をしてくださり本当に感謝していますが、友人に聞くと、相談がしにくいと言いますので、本当に頼みたかったら命をかけて頼むよう言っています。それくらい一生懸命やると返ってきますし、施設がどこに行けばいいかわかりませんでした。アドバイスをいただいて合った所にさせていただいて、本当に感謝の気持ちでいっぱいなのでこの委員会に参加させていただいています。しかし、資料を読むと市民の皆さんはわからないことがたくさんあり、こういう時はどこに相談すればいいのかもわかりません。玄さん体操やはつらつチャレンジ塾とか健康教室とかたくさんありますが、どれを利用できるのかともっと効率的にできないでしょうか。玄さん教室をしながら認知症の勉強をしたり、サロンで意見交換をしたり、もっと合理化できないでしょうか。きちんとしたパンフレットやポスターが欲しいというご意見もありました。高齢者になるとパンフレットを読むのも大変なので、ポスターで一目でわかる体系づくりや合理的にして欲しいと思います。また、コロナ禍なので大勢で密で集まるのではなく、日常から学ぶことが必要です。

そして、2040年を見越すとはどういうことでしょうか。私はその時83歳になります。そういうことを見越して方向性が出ているのでしょうか。生の声から抽出してどうできるのかを示して欲しいと思います。私自身もここはこうして欲しいと言えなくて申し訳ありません。地域性は色々ありますが、皆が参加できたり学べたりするようなことを効率的、合理的に工夫できないでしょうか。第8期計画に向けて、ちゃんと体系図を示せるようにならないでしょうか。

- C委員

市民税非課税世帯とはどういう世帯のことでしょうか。

- 事務局

市民税非課税世帯は生活保護世帯のことではありません。低所得世帯で、収入から社会保険料等を控除し課税がなければ非課税世帯となります。

- C委員

生活保護世帯よりは使えるお金がある世帯ということでしょうか。

- 事務局

世帯構成にもよりますので、制度上一緒にはならないと思います。

- 事務局

別の軽減の方法と言いますのは、介護保険料の自己負担割合は1割ですが、負担限度額や高額介護サービス費等、介護保険上の低所得者に対するものがございます。また、社会福祉の減免や、社会福祉法人が運営されているもので居住費、食費の減額等もございます。介護保険を利用するにあたって別の軽減が受けられる制度がございます。

- C委員

食の自立支援事業について、調理が困難なひとり暮らしの方および高齢者のみの世帯の方等を対象に週3回の配食サービスを行うということですが、週4日は他の介護事業を利用して食を配膳してもらっているから大丈夫ということでしょうか。

また、介護給付等適正化事業について、一定の所得がある人が特別養護老人ホーム等に入所した場合、3割負担で自分の収入で全部払えば、そこに住まわせていただけるという計算で大丈夫なのでしょうか。

- 事務局

食の自立支援事業は、週3回は食の自立支援事業を利用して後はお弁当屋さんからお弁当をとっておられたり、家族の支援を受けられる方は別の物を作って食べていただいています。この事業は、栄養管理と見守りにもなっており、週6回は市の財政的負担からできないため、最低限の回数として行っています。

- 事務局

介護保険の負担割合が1割ですが、高所得者は3割負担の方もいらっしゃいます。そういう方は、介護サービスを利用する際に1割負担だった方が3割負担いただくこともございますので、介護の負担が増えてまいります。施設入所者の場合は施設で利用される食費や居住費は別に定められており別に負担がかかりますが、所得が高い人は負担限度額が受けられず1日の基準額をいただくこととなりますので、その分高くなります。施設サービスや介護保険サービスを利用した場合、利用料が高額になる方は高額介護サービス費というものがあ、一定の負担があつて基準額を超えた分はお返しができますが、食費や居住費はサービス外としてそのままかかってしまいますので、負担限度額として所得に応じて低所得の方については補足給付をさせていただいています。

- C委員

所得が低い方はそれで助かりますが、所得が高い人も3割を負担することで14、5万円～20万円位かかると思います。収入を全て出せばそこで生活させていただけるのでしょうか。それとも、例えば20万円収入があっても3割を負担すれば、22、3万円を追加していかなければならないのでしょうか。収入の全てを出せば生活できるのであれば安心して生活していけるのではないかと思います。1割負担であっても収入を差し出せば安心して生活できる状況につながるのではないのでしょうか。3割負担でも施設に入ればやっていける計算になるのかどうかを教えてください。

- 事務局

ご本人が受け取られる年金や、現役並みの所得がある方は3割負担になりますが、その所得の方で入所生活が送れるかどうかは、細かな把握ができておりません。現役並所得のある方ですので、預貯金等もあると思います。追い足しや介護者の方の負担については事務局では把握できておりません。皆様、費用が意外と高くついており、安心して生活できるのかということはおっしゃっておられます。

- J委員

食の自立支援事業の配食サービスがありますが、支え合い生活支援サービス事業にも配食があり、この2つの関連性を教えてください。

- 事務局

配食をご希望される場合、支え合い生活支援サービス事業の実施地区が整っている場合にはそちらの配食をご利用いただきます。整っていない場合は食の自立支援事業の配食サービスをご利用いただきます。

- J委員

支え合い生活支援サービス事業がある所は食の自立支援事業ではなく、支え合い生活支援サービス事業を受けるということですね。

- 事務局

支え合い生活支援サービス事業の実施地区では配食を希望される方にはそちらを利用いただいて、整備されていない地区では食の自立支援事業のほうをご利用いただいています。ご家族の状況にもよりますので相談しながらになります。

- D委員

介護給付費適正化事業について、ケアプランの点検事業所数は市内にもっとたくさん事業所があると思いますが、どういうピックアップをされているのでしょうか。または、毎年、事業概要に書かれている①～⑤の項目を睨んで事業所を選んでいらっしゃるのでしょうか。

- 事務局

ケアプラン点検の事業所は、更新手続きにかかっている所を重点的に選んで点検事業所としております。点検事業所数を増やしたいと思っており、最初の指定から更新にかかる事業所をあたっております。毎年実地指導にもあたらせていただき、点検に入ってい

る状況です。主要5事業は毎年同じように適正化事業として進めてまいります。更新作業が終わりましたので、点検事業所を増やして点検件数も増やしたいと考えております。

- 委員長

以上で質疑を終結し、事務局提案で良いか決議をいただきます。そのうち家族介護用品支給事業は保留とし、事務局にもご検討いただき次回議論をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。他の事業について意義はございませんか。[異議なし]

4. その他

—事務局より次回委員会の開催連絡—

—閉会—